

2023年度
岐阜大学基金特定事業「バロー・Vドラッグ海外研修奨学金助成事業」
募集要項（第3次募集）

－2023年度において海外で研究を開始する大学院生対象－

平成25年11月に発表された「岐阜大学の国際化 policy と vision」において、「日本人学生に対して、国内と海外の事情に通じ、柳戸キャンパスで英語をはじめとする外国語のコミュニケーション能力を研鑽する機会と、実際に海外で学習する機会を可能な限り与える。」と掲げられています。

そこで、平成27年度から、岐阜大学基金により、海外の大学、研究機関及びこれに準ずる機関（以下、「受入機関」という。）における単位修得や専門の研究を行う日本人大学院生を支援する新たな奨学金制度を創設しました。

本制度では、海外での研修の機会を増やすことにより学生としての資質を高め、国際的な視野に立った人生観を得るとともに、より積極的に勉学に励む人材を育てることを目的としています。

については、2023年度岐阜大学基金特定事業「バロー・Vドラッグ 海外研修奨学金助成事業」について、下記により第3次募集を行います。

記

1. 応募資格

次のすべての条件を満たす者

- ① 日本国籍を有している者又は日本への永住が許可されている者
- ② 申請時点において、本学大学院研究科（修士課程、博士課程、博士前期課程、博士後期課程）の正規課程に在学し、奨学金支給期間を通じて本学大学院研究科に在籍する見込みの者（連合大学院にあっては、配置大学が岐阜大学である者に限る。）
- ③ 受入機関において単位取得または専門の研究を行う目的が明確な者（ただし、単位取得を目的とする場合は、大学院課程へ留学する者のみとする）
- ④ 留学先において研究活動等に従事するために支障のない語学力を有している者（CEFR の B1 相当以上の語学能力 別紙1参照）
- ⑤ 上記の研修に際して「岐阜大学短期留学（派遣）奨学金」及び他機関奨学金（給付型）を受給していない者
- ⑥ 過去に本事業による助成を受けていないこと。

注1）申請時点において、本学の修士課程2年に在学し、2024年度に本学博士課程進学予定の者も申請可とする。

注2）申請時点において、休学中の者は申請不可とする。

注3）申請時点において、標準修了年限内在学者のみ申請可とする。

2. 留学期間

1ヶ月以上12ヶ月以内（3ヶ月以上推奨）

3. 募集人数

年間2～5名程度

注1) 上記は、2023年度の募集人数を示す。

4. 支給内容

①滞在費：月額12万円もしくは月額8万円（別紙2参照）

②授業料等：授業料、登録料及び渡航費の実額（上限額30万円）

注1) 支給対象者が奨学金の受給期間中、月の初めから終わりまで1ヶ月以上にわたって留学先の国・地域を離れることになった場合、研究をより進展させる目的による場合を除き、当該月については奨学金を支給しない。

注2) 上記注1)、その他留学期間の変更等で奨学金の返納手続きの必要性が生じた場合は、本学の指示に従うこと。

5. 月次奨学金支給期間

支給期間：1ヶ月以上12ヶ月以内

支給開始時期：受入機関において、2023年12月1日から2024年3月31日までの間に留学を開始するものを対象とし、留学開始後から支援を開始する。

6. 申請書類

書類	注意事項
(1) 申請書	・ 所定の様式を用いること。
(2) 研修計画書	・ 所定の様式を用いること。
(3) 推薦書	・ 所定の様式を用いること。
(4) 成績証明書	・ 成績証明書は、学部、大学院両方を提出すること。本学以外に在籍していた場合も同様とする。
(5) 語学能力を証明する書類の写し	・ CEFRのB1相当以上の語学能力を証明する書類の写し1通を提出すること。スコアレコードの写しの場合、申請時点でスコアが有効期間内であること。 ・ 派遣先機関において、単位取得や専門の研究指導を受ける上で必要となる語学能力を証明する書類とする。
(6) 受入機関の受入承諾又は受入見込みを示す書類の写し	・ 受入機関等とのメール等も可とする。

※ 審査の過程で必要に応じて追加書類の提出を指示する場合がある。

7. 提出方法等

提出方法：申請希望者は、上記6に定めるすべての書類を所属部局の学務担当係へ提出すること。

各部局においては、申請書類をとりまとめのうえ、学務部国際事業課留学支援室留学支援係に提出すること。

提出締切：2023年11月30日（木）

注）上記は所属部局から学務部国際事業課留学支援室留学支援係への提出期限とする。申請希望者は、自身の所属する部局への提出期限を学務担当係に必ず確認すること。応募資格を有しない者の申請書類又は書類不備の場合は受理しない。

8. 選考方法

グローバル推進機構において第1次審査（書類）及び最終審査（面接）を行い、奨学生候補者を決定する。

・第1次審査結果発表：2023年12月上旬（予定）

・最終審査（面接）日程：2023年12月中旬（予定）

※最終審査結果の発表は、2023年12月下旬（予定）に申請者の所属する部局に通知する。

なお、選考により決定した奨学生候補者は、申請時に受入承諾書が未提出の場合、渡航開始までに学務部国際事業課留学支援室留学支援係へ提出すること。

9. その他

- (1) 本奨学金制度への申請にあたっては、所属する部局の学務担当係に相談し、海外研修に関する学籍上の留意点の説明を十分受け、納得したうえで申請すること。
- (2) 履修等の学籍上不利とならないよう、授業・試験日程、その他各自の予定等を申請前に十分確認し、派遣先機関での研修が可能な場合のみ本奨学金制度へ申請すること。
- (3) 海外研修を計画するにあたっては、当該国の入国査証取得に相当の時間を要する場合は、事前に在外公館等に確認のうえ、無理のない日程を設定すること。
- (4) 派遣先機関との受入交渉、旅券や査証の申請、航空券手配、予防接種など派遣に係るすべての手続きを自己の責任で行うこと。
- (5) 本奨学金制度採用後に留学期間に変更が生じた場合は、速やかに所属部局から変更理由と共に変更依頼を提出すること。派遣先機関の受入許可又は査証の取得に日数を要した等の理由により2023年度中（2024年3月31日まで）の研修が不可能となった場合は、奨学金の支給を取り消すことがある。
- (6) 留学期間中の事故及び疾病等に対応するため、奨学生は本学が指定する海外旅行保険（学研災付帯海学）に必ず加入すること。（保険加入費用は自己負担とする。）その際、本学は奨学生を指定の危機管理アシスタントサービス（J-TAS）に登録する。
また、3ヶ月以上滞在する場合は、現地での緊急事態等の発生の場合に在外公館からの連絡や保護を受けられるよう、現地到着後、最寄りの在外公館に「在留届」を提出すること。
- (7) 奨学金受給者には、帰国後、報告会や説明会への参加のほか、岐阜大学の国際化に関する業務への協力（海外留学等プログラムの広報や学生へのアドバイス等）を依頼する場合があります。依頼があった場合、やむを得ない事情を除きできる限り協力すること。
- (8) 本奨学金制度にご寄附をいただいた、株式会社バローホールディングスへの報告会などが開催

される場合、該当者は必ず出席すること。

(9) 奨学金受給者は、帰国後に以下の書類を提出すること。

①成果報告書（所定様式）（受入機関が発行する成績証明書等がある場合は添付すること。）

②在籍確認報告書（所定様式）の原本 ※派遣期間の毎月分

③往復航空券半券の原本

提出先：学務部国際事業課留学支援室留学支援係

期 限：帰国後1ヶ月以内

10. 問い合わせ先

学務部国際事業課留学支援室留学支援係

電話：058-293-2146

E-mail：wakazono.yusei.j9@mail.f.thers.ac.jp